過年度 再商品化委託の申込要領

1. 申込について

[1] 申込対象者 - 「容器包装リサイクル法」の対象となる特定事業者

対象となる特定事業者に該当するか否かの確認は、当協会ホームページの「事業者のリサイクル(再商品化)義務判断チャート」に基づいてご判断いただくか当協会コールセンターにお問い合わせください。

[2] 申込方法 - インターネットによるオンライン申込または申込用紙の郵送による申込み。

[3] 申 込 先 ー 申込用紙の郵送による申込みの場合は、下記までご送付ください。

〒130-8799 本所郵便局私書箱 15号

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター

※郵便にてご送付ください(宅配便、メール便等での受付はできません)。

||. 契約について

[1] オンラインによる申込みの場合 ー 申込受付後、所定の期間を経た後に、当協会より貴社が申込時に使用された E-Mail アドレス宛に「過年度再商品化委託承諾書」の発行を通知します。

[2] 申込用紙の郵送による申込みの場合 - 申込受付後、所定の期間を経た後に、当協会より「過年度再商品化委託承諾書」のオンライン発行通知書(ユーザーID・パスワード記載)を郵送します。

Ⅲ. オンラインによる申込(非申込)等手続き方法

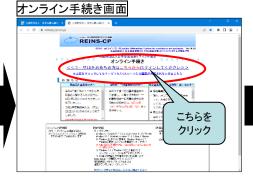
■オンラインによる受付時間

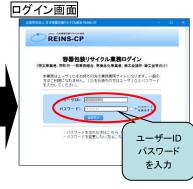
オンライン受付時間は、毎日 7:00~23:00(土日・祝祭日を含む)となっており、その他の時間帯には受付しておりません。

■オンラインによる申込・非申込手続き

パソコンよりインターネットに接続して委託申込手続きが行えます。インターネットによる手続きを利用することにより、事業者様の利便性の向上と業務効率化がはかれます。手続きした申込情報は、強固なセキュリティシステムで厳重に管理しておりますので、情報漏洩の心配はありません。また、紙使用量の削減が図れ、環境負荷節減に貢献できます。初めての方もオンライン画面を開いて下さい。ガイダンス通り入力するだけで簡単に手続きを終了できます。







事業者専用申込画面



■オンラインによる申込時のご注意

- ◎初回ログイン時に変更したパスワードは、今後のログインの際に必要になります。また、不正なアクセスを防止するため、ユーザーID・パスワードの管理につきましてはご注意ください。
- ◎オンラインによる申込においては、『申込用紙1(基本情報)の入力』、 『申込用紙2(申込量・金額)の入力』、『再商品化実施委託料金の支払 方法の入力』の順に実施していただいた後に、申込登録入力画面上の [申込確定]ボタンをクリックしないと申込登録処理を完了したことになり ません。必ず[申込確定]ボタンをクリックするようにしてください。
- ○入力にあたっては、『TOP PAGE 画面』に掲載している「入力時の注意 点・チェックポイントについて」をご確認ください。
- ◎令和5年度以前の申込内容の確認は、オンライン画面上のメニューから「申込状況照会」を選択してご確認ください。

■動作環境

推奨動作環境は以下のとおりです。

- ◎パソコン: Windows10 / Windows11
- ◎ブラウザ:Windows 10 / Google Chrome 、 Microsoft Edge

Windows 11 / Google Chrome , Microsoft Edge

- 注1) Windows 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。
- 注2) ログインにはブラウザの設定が必要な場合があります。(設定内容は「オンライン手続き」画面の下欄「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックしてオンライン操作Q&Aを参照してください)
- ◎印刷時に必要な環境:プリンタ

: 印刷用ソフト: Adobe Acrobat Reader 9.0 以上

※ヘルプページでダウンロードできます。

◎推奨解像度:1024×768ピクセル◎推奨ブラウザフォントサイズ:中

■再商品化委託の申込に関するお問い合わせ先(受付時間:平日 10:00~17:00 土日・祝祭日、9/25、年末年始を除く) オンライン画面操作、ユーザーID、パスワードについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 オペレーションセンター

TEL: 03-5610-6261 FAX: 03-5610-6245

上記以外及び法律の概要、手続きについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

TEL: 03-5251-4870 FAX: 03-5532-9698

Ⅳ、申込用紙の郵送による申込方法

1. 申込提出書類

申込提出書類(申込用紙1·2)に必要事項を記入し、同封の返信用封筒を用いて提出してください。 必ず「申込用紙1」と「申込用紙2」の両方を提出してください。

■「申込用紙 1」

「過年度 再商品化委託契約申込書」

■「申込用紙2」

「〈過年度申込用〉XX 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙」

■その他

①申込内容の訂正

申込を行った後、申込内容に変更が生じた場合には、当協会ホームページの事業者の再商品化委託申込>手続きのご案内より「申込・契約訂正等申請書」をダウンロードして記入し、必要書類を添えて当協会まで郵送してください。 なお、令和7年3月31日以前にお申込みいただいた契約内容の訂正はお受けできません。

②非申込手続き

お申込みにならない年度がある場合、非申込の手続きが必要となります。当協会ホームページの事業者の再商品化委託申込>手続きのご案内より「非申込 FAX 返信票」をダウンロードして記入し、FAX:03-5610-6266 までご送付ください。

2. 「申込用紙1」について

「申込用紙1」は、表面に貴社の基本情報について、裏面に過年度申込内容について記入し、ご提出ください。●印の項目は必ずご記入お願いします。

裏面の過年度申込内容である「ピーク時の従業員数」、「全事業の売上高」、「再商品化義務量算定基準決算年月」、「再商品化実施委託料金合計」および「素材」については、お申込みいただくすべての年度についてご記入ください。

再商品化義務については時効が存在しないことから、容器包装リサイクル法が完全施行された平成 12 年度から当年度間で 義務が発生していた場合は、遡及して過去分についても再商品化委託申込をしていただく必要があります。

3. 「申込用紙2」について

「申込用紙2」は、「どの容器包装について申し込むか(ガラスびん(3色)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包 装)」及び「容器包装を利用しているか、又は製造等しているか」の区分ごとに、12 種類に分かれています。

「利用事業者用」は、商品そのものを製造し、容器包装を使っている事業者が提出し、「製造等事業者用」は、容器そのものを製 造・輸入している事業者が提出するものです。海外から商品を輸入している事業者は、「利用事業者用」と「製造等事業者用」の両 方の提出が必要です。下記を参考に、貴社(組合)が該当する用紙のみを選んでご記入、ご提出ください。

■該当する用紙を選択する

●容器包装を「利用する」「製造等する」とは何か

- 1)販売する商品を特定容器に入れること
- 2) 販売する商品を特定包装に包むこと

容器包装を「利用する」とは・・・

- 3) 販売する商品で特定容器に入れられ 又は特定包装で包まれたものを輸入すること
- 4)上記 1)~3)を他者に委託すること ※商品の輸入業者は、「利用」「製造等」両方の業種にご記入

する中身製造事業者

特定容器・包装を利用 特定容器・包装を利用 する小売・卸売事業者



その他





容器を「製造等する」とは・・・

- 1)特定容器を製造すること
- 2)特定容器を輸入すること
- 3) 販売する商品で、特定容器に入れられたものを 輸入すること
- 4) 上記 1)、2) を他者に委託すること ※なお、「特定包装」の「製造等」については、法の対象に ならず、申込は不要です。

特定容器の製造事業





■算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)

「申込用紙2」には、上段に「自主算定方式」、下段に「簡易算定方式」の2種類の記入欄が設けられています。下記を参考のう え、各容器包装区分(素材)、用途ごとにいずれかの方法で算定、ご記入ください。

- ●「自主算定方式」・・基本の算定方式です。
 - ※事業活動により費消した容器包装の量(本ページ下部参照)が把握できている場合(量が0の場合も含む) に選択してください。
- ●「簡易算定方式」・・事業活動により費消した容器包装はあるが、その量が把握できない場合に限り選択する算定方式です。

■再商品化義務量の算出

再商品化委託申込は、申込年度1年間(4月1日~翌3月31日)の容器包装のリサイクル費用を貴社の直近の決算までの1 年分の容器包装排出量から算出していただく仕組みとなっています。

確定している直近決算*! 時点における、製造・利用種別、素材、用途ごとの1年分の容器包装の排出量、自主回収量、事業系 費消量※2の数字をご準備ください。

- ※1 決算については、「申込用紙 1」裏面下部にある【再商品化義務量算定基準決算年月】をご参照ください。 なお、決算期間が1年に満たない、もしくは1年を超える場合は1年分に換算した数字をご準備ください。
- ※2 事業系費消量(家庭から排出されず、企業や飲食店などで排出される量)はあるが、その数量が把握できない。 場合は、「簡易算定方式」にてお申込みください。

事業活動により費消した容器包装の量

事業者への販売商品に用いられた容器包装など、不要となった際に家庭からは排出されず、飲食店や工場、オフィスビル等からごみとして排出 される容器包装の量です。

- 例1.レストランの店内で使用されるソースのポリ袋の量
- 例2.病院でごみとして処分される薬品容器の量
- 例3.メーカーや小売店で廃棄される商品流通用梱包材の量
- 事業活動により費消した容器包装の量が把握できない場合は、「簡易算定方式」により算定します。

■用途の選択

用途の例(総務省の日本標準産業分類により用途を区分しています。)

	用途の例(総務省の日本標準産業分類により用途を区分しています。 <i>)</i>				
	用途	詳細(例)		用途	詳細(例)
プラスチック容器	食料品 油 (PET素材でも フラとして扱う)	惣菜のパック	紙容器	食料品	パンなど食料 (小売店舗の敷地外で 付されたもの)
		(PET素材でも 温・砂糖など (小売店舗の敷地外で		清涼飲料、 茶・コーヒー	内側がアルミの紙パック
	清涼飲料、 茶・コーヒー	清涼飲料等の コーヒー豆・キャップ コーヒー粉末 お茶・茶葉		酒類	内側がアルミの紙パック
	酒 類	酒類のキャップ		油脂加工製品・石 鹸・合成洗剤・界 面活性剤・塗料	洗剤 粉石鹸
	油脂加工製品・石 鹸・合成洗剤・界 面活性剤・塗料	洗剤、漂白剤		医薬品	「医薬品」と 表示されているもの
			化粧品・歯磨・ その他の 化粧品用調整品	化粧品の外箱・中身の緩衝材	
	医薬品	医薬品 と 表示されているもの 医薬品の キャップ		小売	ル売時に 用いる平袋
	化粧品・歯磨・ その他の 化粧用調整品	シャンプー 歯磨き粉 化粧品のキャップ		上記以外の用途	ペットフード、雑貨
	小売		紙包装	商品を包むために用いる 用紙や新聞紙	
		レジ袋 の容器 (小売店舗の敷地内で		- ·	TV (m (m)
		財きれたもの) 卵の容器、果物の		用 途	詳細 (例)
	上記以外の用途	ネット袋など(無加工の自然物)		食料品	牛乳、加工された食品
-	プラスチック 包装	容器のラベル トレイの ラップ	ガラフ	清涼飲料、 茶・コーヒー	豆乳、清涼飲料
	用途	詳細(例)		酒 類	ビール・焼酎
PETボトル	/IJ Æ	△ ドレッシング、酢、	んびん	医薬品	「医薬品」と表示されている もの
	食料品 (しょうゆ・乳 飲料等・その他 調味料)	しょうゆ みりん風調味料、 醤油加工品 (平成20年度申込~) 料理酒・ クッキングワイン 乳酸菌飲料 (平成29年度申込~) 乳酸菌飲料 ※食用油脂を含まず、簡易な洗浄により 内容物及び臭いを除去できるものに限る。		化粧品・歯磨・ その他の 化粧品用調整品	化粧品
				上記以外の用途	小売時にその場で用いるびん
			よくあるQ&A〈判断に迷う例〉		
	清涼飲料	お茶、ジュース	ll l	Q 自社製造製品(パン)を入れている袋の用途は?A 工場で製造し、同一敷地内で販売する ▶「小売」A 工場で製造し、同一敷地外で販売する ▶「食料品」	
	酒類	焼酎 ロイン、みりん	(https	://www.jcpra.or.jp/law/d	ハては当協会HPの「イラストで見る「容器」「包装 <u>」</u> <u>uty/picture.html</u>) をご確認のうえ、ご不明な点は -4870) へお問い合わせください。

各申込用紙の記入例 🕨 次ページの申込用紙の記入例を参考に、ご記入ください。

申込用紙1の記入例

5ページに「申込用紙1」、6ページに「申込用紙2」の記入例(プラスチック製容器包装−利用事業者のケース)を掲載しましたので、参考のうえご記入ください。

■ 特定事業者名

社名変更している場合は訂正申請書・登記簿が必要 となります(※過去に一度でも申込をされている方のみ) 詳細は「申込・契約訂正等申請書」をご参照ください。 ※カナ欄は、法人格を示す名称(カブシキガイシャ 等)を 省略せずにご記入ください。

※所在地(法人・組合等は、登記簿上の所在地または主たる 事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所の所在地を ご記入ください。郵便番号ならびに都道府県名も必ずご記入 ください。

※担当部署の電話番号を必ずご記入ください。

※書類送付先とは別に、請求書送付先を指定したい 場合は、送付先情報をご記入ください。なお、記入 される場合は、必ず「住所」「法人名」「担当者」の3 点すべてをご記入ください

※紙による請求書の送付を希望しない場合は、必 ずチェック☑を入れてください。

■ ピーク時の従業員数

再商品化義務量算定基準決算年月期間中において 使用したピーク時の従業員数を人単位でご記入くだ さい。

常時使用する従業員とは、事業主または法人と雇用 関係にある者であって、その雇用契約上、常雇である 旨が積極的ないし消極的に示されている者(パート・ アルバイトも含めます)をいいます。

なお、次に掲げる者は常時使用する従業員 ではありません。

- (1)事業主又は法人の役員
- (2)臨時従業員
- ア. 日々雇い入れられる者(ただし、1ヶ月を超えて 引き続き雇い入れられる場合を除く)
- イ . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、
- 2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場 合を除く)
- ウ. 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用さ れる者(ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用される に至った場合を除く
- エ. 試みの使用期間の者(ただし、14 日を超えて引 き続き使用されるに至った場合を除く)

■ 再商品化義務量 算定基準決算年月

再商品化義務量を算定する根拠となった決算年月を、 下記を目安にご記入ください。

<令和6年度申込の場合>

- 12 月決算の場合 →令和 5 年 12 月
- 1月決算の場合※ →令和6年1月(※)
- 2月決算の場合 →令和5年2月
- 3月決算の場合 →令和5年3月
- ※1月決算の事業者で5年度申込において、5年1月で はなく、4年1月の数値を用いた場合は、令和6年度申 込においては、5年1月の数値を用いても構いません。 その場合、前年度申込との継続性でご判断ください。
- <決算期間が1年未満もしくは1年超の場合> 再商品化委託申込は、申込年度1年間(4月1日~翌3 月 31 日)ごとの申込になるので、決算期間が1年に満た ない、もしくは1年を超える場合は1年分(12 か月分)に 数量を換算してください。



■ 全事業の売上高

平成12年度

平成13年度

すべての事業の年間売上高総額(消費税込み)を 千円単位でご記入

平成11 年 12 月

(12年1月以前の決算年月)

平成 12 年 12 凡

ح,′ ¤

(13年1月以前の決算年月)

■ 再商品化実施委託料金

素材ごとの再商品化実施委託料金を合計し、 円単位でご記入ください。

12,000 千円

15.000 +m

■ 申込素材

221,534 円

251,852 円

申込する素材にOを記入してください。

O

 \circ

0

0

0

■ 主たる業種

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号 を選択し、ご記入願います。

①食料品製造業

- ②清涼飲料・茶・コーヒー製造業
- ③洒類製造業
- ④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・
- 界面活性剤·塗料製造業

⑤医薬品製造業

- ⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
- ⑦農林・漁業
- ⑧その他の製造業等(建設業、運輸・通信業、不動産業 等含む)

⑨酒類卸売・小売業

加 ⑩医薬品卸売·小売業 ⑪食料品卸売·小売業

⑪苗、種子卸売·小売業、花、植木卸売·小売業

③その他の卸売・小売業

(14)サービス業

(5(1)~(1)以外のその他の業種

主たる業種の記入方法について

官公庁や民間企業によるアンケート調査等にお答え になる際、通常ご記入されている業種の番号をご記入 ください。なお、貴社における事業内容が複数の業種 に該当する場合、売上高の最も多い業種をお選びくだ さい。また、貴社がどの業種に該当するか不明な場 合、以下の事例を参考にご記入ください。

<参考事例>

- ·組合(農業組合、森林組合、漁業協同組合)⇒⑦
- ・組合(生活協同組合)⇒①
- ・組合(その他))⇒(15)
- ・鉄道業、ガス・電気・水道業⇒⑧
- ·公社·財団法人·社団法人等⇒®
- ・製氷店舗⇒⑧
- ・包装材製造関連⇒⑧
- (※製造する包装材の用途に関わらず⑧を選択してください)
- ·持ち帰り弁当店舗、ピザ宅配店舗⇒①
- ·飲食店·外食産業⇒15
- ·情報サービス·調査業⇒(4)
- ・宿泊施設⇒(14)
- ・新聞販売所⇒(13)

※担当者氏名を必ずご記入ください。

■ E-mail アドレス

E-mail アドレスをお持ちの方は、担当者のE-mail アドレスをご記入ください。

0(ゼロ)と0(オー)、1(イチ)とI(エル)など、一見して 区別がつきにくい英数文字は、読みがなを振ってくださ い。なお、携帯電話のE-mail アドレスの登録はできま せんので、ご了承ください。

1,000 人

1.030 人

申込用紙2の記入例

下記の「申込用紙2」の記入例(プラスチック製容器包装(利用事業者)のケース)を参考に、「申込用紙2」をご記入ください。

※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称(「株式 0の場合は、「0」とご記入ください。 再商品化義務量は小数点以下第1位を四捨五入してください。 会社」「有限会社」等)を省略せずに必ずご記入ください。 「申込用紙1」に記載したとおりの特定事業者コードを、左詰めにてご記入ください。 ■ 用途とは <過年度申込用>(稅抜) 再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、「用途」 利用事業者用 ブラスチック製容器包装 令和 6 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2) は、その容器包装がどんな用途(業種)に用いられるか、 中身商品や用いられる場所により判断します。 (太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。) P.4 の「用途の選択」の記載をご参照ください。 特定事業者名 自主算定方式 特定事業者コード ①のうち、自ら文は他者 前事業年度において、 [100-20]のうち、事業 用途別再商品化翁務置 個々の特定事業者の 再陶品化微粉量 への委託により回収し 販売した商品に用いた 活動により質消した 自主算定係数 再商品化実施 た特定容器包装の量 ブラスチック製容器包装 小数点第1位を 特定容器包装の量 特定容器包装の量 再商品化実施委託料金(円) ■ 算出方法 用途 (回収量) の排出見込置 四数五人 委託単価(円/kg) 小数点第1位を 小器直第1位左 (税抜) 小数点第1位を 前事業年度において、当該用途に利用又は製造等した (kz)(競技) 四輪五人(kg) 四輪玉入 (kg) (3) 四輪五人(kg) **७=**0−**७**−७ @×කු 特定容器包装の算出方法 0.62453 食料品 (A) ①=A×B÷1,000(小数点第1位を四捨五入) 清涼飲料等 0.62252 (B) ①: 当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の量 0.65341 西額 (\bigcirc)

(kg) A:特定容器包装の1個当たりの重量(g)※

B: 当該特定容器包装を用いた商品の販売個数(国外へ輸出される商品の個数を除く)

※ 特定容器包装の1個あたりの重量について

特定容器包装の1個当たりの重量については、複数の特定容器包装の重量を実測(おおむね10個以上)し、その平均値をグラム単位(小数点第1位を四捨五入する)で求めたものを用います。ただし、整数1桁以下の場合は、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とします。

<決算期間が1年未満もしくは1年超の場合> 再商品化委託申込は、申込年度1年間(4月1日~翌3月 31日)ごとの申込になるので、決算期間が1年に満たない、 もしくは1年を超える場合は1年分(12か月分)に数量を換算してください。

■ 具体例

自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の 具体例

- ◎ スーパーマーケット・生協等が自ら店頭回収した プラスチックトレイ
- ◎ 清涼飲料メーカーが販売店に委託して回収した ガラスびんなど

■「事業活動により費消した特定容器包装」とは

P.3の「事業活動により費消した容器包装の量」の記載をご参照ください。

⇔ 石鹸• 塗料等 0.59417 (D) 器 医莱品 0.64575 (E) 化粧品等 0.61992 (F) 0.64736 小売 (G) 0.64640 上記以外の用途 (H) 0.53922 (I) 包裝 ©=(A)~(I)の合計 □○=再商品化実施委託単価 | ⑩×②=再内品化実施委託料金 炷 1) 省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすぐ「用途」にあらためました。 (1四大運用り終了) (「主たる業種」ことという愛味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→ 62.0円/kg ※「自主算定方式」により算定ができない場合(「事業活動により共演した特定容器包装の量」が指展できない場合)には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実装に応じて差し引くことになりますので、用金別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数 簡易算定方式 は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています ○○のうち、自ら又は他者 [რ-დ]თბნ. 前事業年度において販売 前事業年度において 再商品化翁務量 用涂别再商品化総務量 への委託により回収し

した商品に用いた特定容 事業活動により 販売した商品に用いた 再商品化実施 小数点第1位を た特定容器包装の量 簡易算定係数 費貸した 再商品化実施委託料金(円) 特定容器包装の量 用途 包装の量から回収量を 委託単価(円/kg) 四格五人 (回收量) 小数点第1位を 特定容器包装の量 (税抜) 小数点第1位を 控除した置っ $(k_{\mathbf{Z}})$ (税抜) 四輪五人 (kg) (kg) 四輪五人(kg) (kz)3 例×賞 <u>ത=ന</u>്–മ (2) 0.53085 食料品 (A) 清涼飲料等 0.56027 (B) 0.45738 酒類 (\bigcirc) ☎ 石鹸•塗料等 0.53475 (D) 器 医莱品 0.29059 (E) 化粧品等 0.55793 (F) 0.55026 小売 (G) 上記以外の用途 0.42016 (H) 0.37745 包装 (T)©=(A)~(I)の合計 ⑦=再商品化実施委託単価 ⑥/×(2)=再由品化实施委託科金 ※簡易算定方式の場合は、控除することができません。 (1四大運用り終了) 炷1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすぐ「用途」にあらためました。 再商品化委託申込量(kg)→ 62.0円/kg (「左たる第種」ことという意味ではありません。)

申込用紙2ープラスチック一利用

簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量⑥に、再商品化実施委託単価⑦を乗じて「再商品化実施委託料金」を算出し、円単位でご記入ください。(1 円未満は切り捨て)